平成２９年６月１７日

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第一条　この規程は、社会福祉法人武田塾(以下「当法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。）の報酬等について定めることとする。

(定義及び報酬等)

第二条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

（１）当法人の役員のうち定款第 17 条第 2 項及び第 3 項を行う理事長並びに業務執行理事（以下「常務理事」という。）には、報酬及び費用（以下「報酬等」という。）を支給する。但し、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しないことができる。

（２）当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事(以下「職務執行理事」という。)には、報酬等の支給対象としない。

（３）当法人を主たる勤務場所としない理事(以下「非常勤理事」という）及び監事については、職務に応じて報酬等を支給する。

（４）評議員については、業務に応じて報酬を支給する。

2　費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び研修費等の経費をいい、報酬と区分されるものをいう。

(報酬額の決定）

第三条　理事長の報酬は、年額３,０００,０００円までとし、別表１「理事長及び常務理事の報酬表」に定める額とする。但し、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しない。

2　常務理事の報酬総額は年額４，３００，０００円までとし、別表１「理事長及び常務理事の報酬表」に定める額とする。但し、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しない。

3　非常勤理事の報酬総額は年額４００，０００円までとし、各理事の報酬は別表２の(１）の勤務実態に合わせて定められた額を支給する。

4　全監事の報酬総額は年額５００，０００円までとし、各監事の報酬は別表２の(２）の

勤務実態に合わせた額を支給する。

5　評議員に対する報酬の額は別表第３に定める額とする。

(退職慰労金）

第四条　役員等が退任した場合は、在任中の労に報いるため、次の号に定めるところにより、退職慰労金を支給する。

（１）当法人定款第十五条第二項及第三項に規定する役員には、別表１で定める報酬月額に在任年数を乗ずることにより得られた額を支給する。

（２）（１）以外の役員等には、別表２及び別表３で定める理事会及び評議員会に出席する場合の報酬日額に在任年数を乗ずることにより得られた額を支給する。

（３）（１）及び（２）の両方に該当する役員等には、（１）及び（２）それぞれで算定された合計額を支給する。

（４）在任年の計算は、役員等に就任した日の属する年度から退任する日の属する年度までの年数とする。在任期間が１年未満の場合には、支給しない。

（５）職員を兼務し職員給与が支給されている役員等には、支給しない。

２．退任した役員のうち、在任中に当法人に重大な損害を与えた者等には、減額又は支給停止することができる。

３．第１項に規定は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(報酬等の支給方法）

第五条　理事長及び常務理事に対する報酬等の支給の時期、支給方法等については，職員給与規程に準じる。

2　非常勤役員及び評議員に対する報酬は，理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度現金で支給する。但し本人の同意を得れば、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。その場合振込手数料は本人負担とする。

3　報酬等は，法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第六条　評議員等が出張する場合は，別に定める職員旅費規程に準じて，旅費を支給する。

2　評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は, 当該費用を支給する。

3　職務執行理事については、当規程の費用対象とはしない。

(公表）

第七条　当法人は, この規程をもって, 社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則）

第八条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の決議を経て，別に定める。

(改廃）

第九条　この規程の改廃は，評議員会の承認を受けて行う。

附則

平成２９年　３月２５日制定

令和　６年　６月２１日改正

別表１(理事長並びに業務執行理事の報酬)

役　職　名	報　酬　月　額
理　事　長	２４０，０００円
業務執行理事	３４４，０００円

別表２(非常勤役員の報酬)

（１）理事

区　　　分	日　額
理事会等会議への出席	１２，０００円
法人・施設業務のための出勤	１２，０００円

（２）監事

区　　　分	日　額
理事会等会議への出席	１２，０００円
監事監査等への出勤	２０，０００円 ～３０，０００円
所轄庁の監査指導や税務調査等の立会	２０，０００円 ～１００，０００円

別表３(評議員の報酬)

区　　　分	日　額
評議員会	１２，０００円
法人・施設業務のための出勤	１２，０００円